

～未熟児養育医療給付の申請をされる方へ～

入院治療を必要とする未熟児（１歳未満）に対し、医療費の自己負担分について国と県と市町村で公費負担する制度です。なお、所得に応じた費用徴収がありますが、福祉医療で負担します。

◎必要な書類

1. 養育医療給付申請書

申請者（保護者）の方が、必要事項を記入してください。

「妊娠高血圧症候群」（妊娠中毒症）以下の欄については、わかる範囲で記入してください。

2. 養育医療意見書

医療を受ける指定養育医療機関等の主治医に記入してもらってください。

3. 世帯調書

生計を同じくしている家族全員について記入してください。

※生計とは、衣食住にかかる費用、医療費などを指します。

4. 同一生計内の方の市民税額等確認する書類

自己負担額の算定のため、扶養義務者のうち市民税が課せられている方全員の市民税均等割・所得割の額がわかるもの（所得・課税証明書、市民税額の決定通知書等）をお持ちください。

*1～6月の申請には前年度（前々年の収入に対する課税情報）のもの

7～12月の申請には今年度（前年の収入に対する課税情報）のもの

5. 個人番号（マイナンバー）が分かるもの

通知カードや個人番号カードなど個人番号（マイナンバー）が分かるものをお持ちください。生計を同じくしている家族で所得がある方全員分が必要です。

6. お子さん本人の医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認証」

お子さん本人の上記書類が出来るまでに時間がかかる場合、お子さんが入る予定の保護者の方の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認証」をお持ちください。

*令和7年11月までは医療保険被保険者証でもよい。

7. お子さんの母子健康手帳

8. 委任状（下記申請窓口を用意してありますので書類提出時にご記入いただきます。）

以上を下記の窓口に提出してください。申請後、給付の可否を判断し、給付が承認された場合に『養育医療券』を申請者あて送付いたしますので、届きましたら医療機関に提出してください。

住所・氏名や健康保険証、医療機関の変更、受給者証の紛失等が生じた場合には、変更手続きが必要となります。

◎お問い合わせ・申請窓口

		住 所	電話番号
桐生市	保健福祉会館	桐生市末広町 13 番地の4	0277-43-2003 0277-43-2009
	新里保健センター	桐生市新里町武井 673 番地	0277-74-5550
	黒保根保健センター	桐生市黒保根町水沼 562 番地3	0277-96-2266